

# 厚生労働省（大分労働局）の取り組み

令和6年2月29日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会

大分労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# トラック運転者にかかる改善基準告示の改正について



令和6年4月～適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間

改正前(年換算)  
**3,516時間**

改正後  
原則:**3,300時間**  
最大:**3,400時間**

1か月の拘束時間

改正前(月換算)  
原則:**293時間**  
最大:**320時間**

改正後  
原則:**284時間**  
最大:**310時間**

1日の休息期間

改正前  
継続**8時間**

改正後  
継続**11時間**を基本とし、継続**9時間**

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

## トラック運転者の「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる <sup>(※2)</sup> 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える	※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に兼務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回3時間以上 ・分割が連続しないよう努める	・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数(21回)の2分の1が限度
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可	【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
	隔日勤務(乗務の必要上やむを得ない場合) 2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間	【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない
	フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	



# トラック運送事業者に対する労働時間等説明会実施状況

改正された改善基準告示やトラック運転者にかかる上限規制について、令和4年度以降、大分労働局・各労働基準監督署において、説明会を開催。

## 令和4年度

開催回数 ⇒ 10回  
参加事業場数 ⇒ 253事業場



## 令和5年度

開催回数 ⇒ 21回  
参加事業場数 ⇒ 508事業場 (R6.2.29時点)



## 令和6年度

令和6年度においても、トラック協会会員事業場はもとより、協会に属していない事業場も的確に把握し、労働時間等説明会を着実に周知していく。

令和4・5年度で、  
**31回開催、**  
**761事業場**（のべ数）  
に対し、周知を実施。

受講料  
無料

厚生労働省 ひとくらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare 大分労働局・労働基準監督署

改正前に説明を聞ける最後のチャンスです！！

## トラック運送事業者のための 時間外労働の 上限規制対応セミナー

労働基準監督官が、わかりやすく説明します！

- 「改善基準告示」の見直しについて
- 時間外労働の上限規制への対応方法
- 「36協定」の様式変更への対応方法
- 産後パパ育休や同一労働同一賃金について
- トラック運送業における国土交通省の取組について



大分運輸支局の担当者がご説明いたします！

開催案内イメージ

# 労働基準監督署による発着荷主等に対する要請について

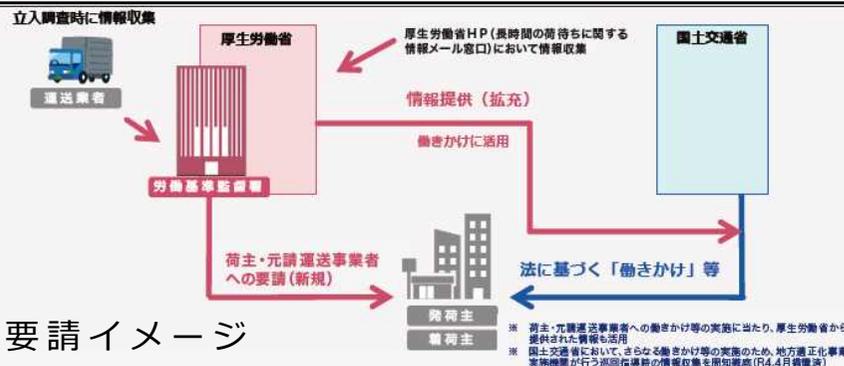
## 1 荷主特別対策チームについて（令和4年12月23日編成）

### 目的

- 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要がある。その一方で、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものも認められる。
- 大分労働局及び大分県内の各労働基準監督署において、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成。

### 荷主特別対策チームの概要

- 労働基準監督署による発着荷主等への要請  
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請する。
  - 大分労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ  
大分労働局の労働時間管理に関する指導員が、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行う。
  - 長時間の荷待ちに関する情報収集  
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」※を設置し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行う。
- ※[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html)



## 労働基準監督署による発着荷主等への要請実施状況 (大分県内)

R5.1～R6.2

177事業場

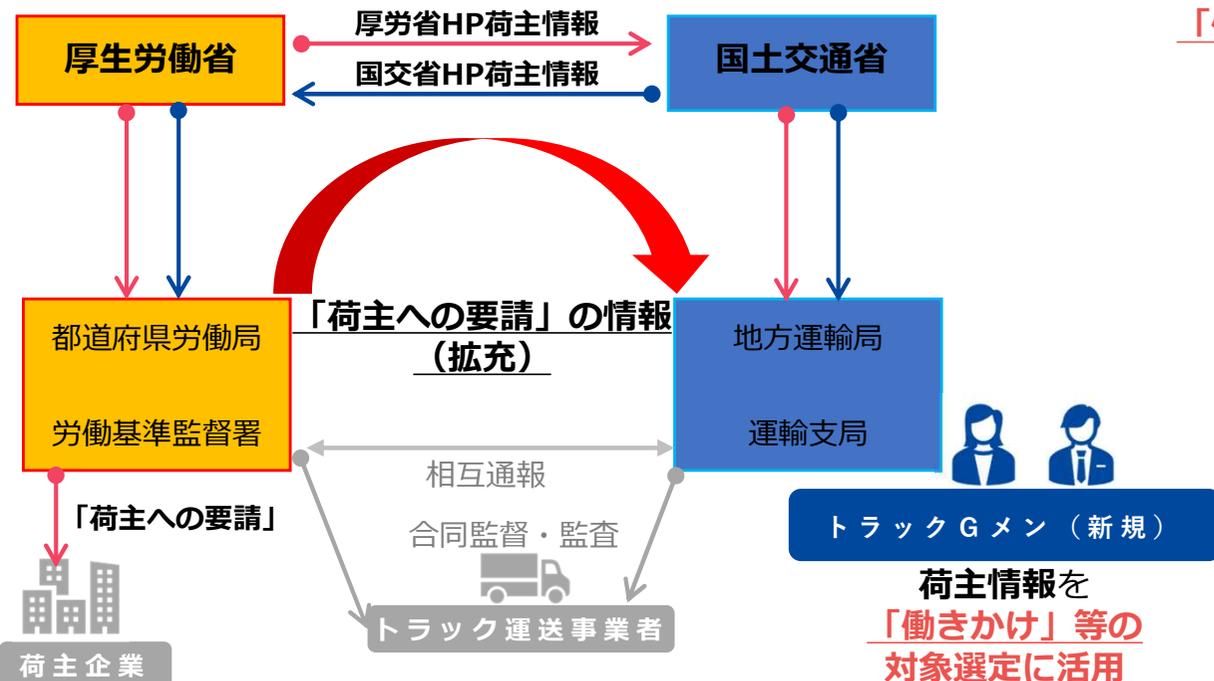
# 労働基準監督署による発着荷主等に対する要請について

## 2 「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

### ① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラックGメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



### ③ 「標準的な運賃」の周知強化

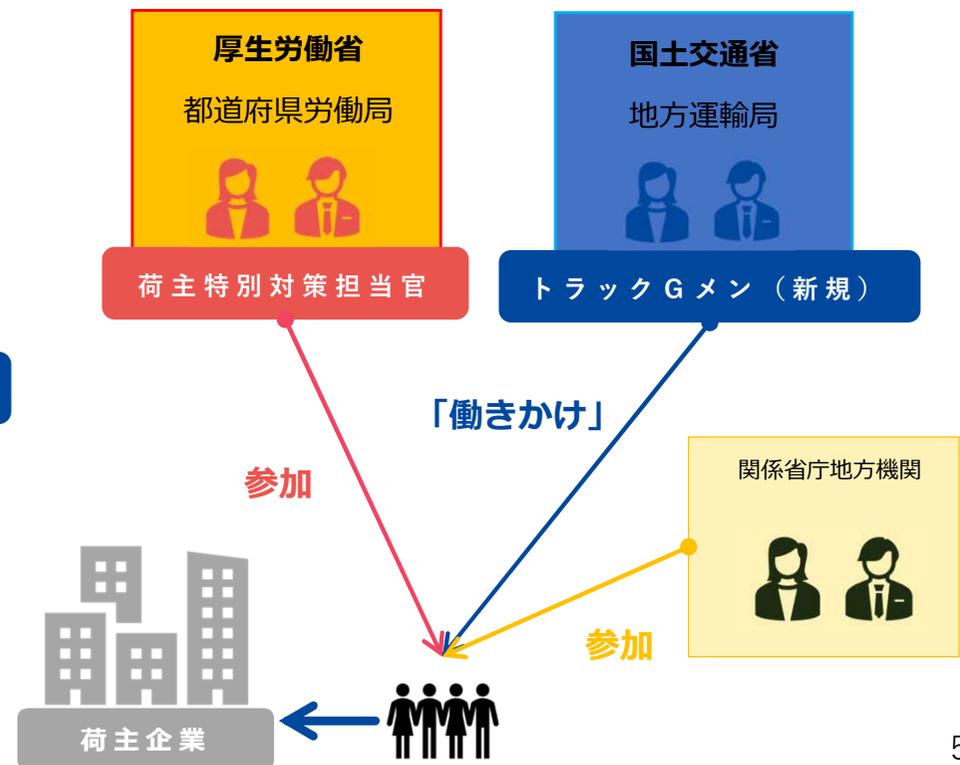
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

### ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラックGメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



# 発着荷主等向けリーフレット（抜粋）

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



# STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善**に向けて  
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、  
ぜひ**前向きに検討**をお願いします。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

## 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、  
**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引規模と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
（厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会（2019/08））

## 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、  
**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できない**  
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や  
裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

## 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする**  
場合でも、**事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、  
荷主の皆様、「標準的な運賃」の  
趣旨をご理解いただき、  
ご協力くださますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」



リーフレット全文は  
こちらから

# 好事例企業紹介（ベストプラクティス企業）

11月の「過労死等防止啓発月間」に大分労働局が実施する「過重労働解消キャンペーン」の取組みとして、長時間労働削減に向けて積極的に取り組み、その効果が表れている企業を「ベストプラクティス企業」に毎年選定している。

今年度は、トラック運送業の労働時間削減等に効果的な取組を行っている荷主企業へ訪問し、その取組状況を確認するとともに、トラック運送業と荷主企業を交え、意見交換を行い、働き方改革に向けた機運の醸成を図った。

## 大分労働局長が大分運輸支局とともに、トラック運送業の労働時間削減等に効果的な取組を行う荷主企業へ訪問し、意見交換を実施しました ～11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組～

2024年4月から、自動車の運転の業務についても、時間外労働の上限規制が適用されます。しかしながら、自動車の運転の業務については、他の産業に比べ労働時間が長い実態にあるものの、その背景には荷主との取引慣行の問題など、個々の事業主の努力では解決できない課題もあります。

そのため、大分労働局(局長 佐藤広道)は、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、トラック運送業の労働時間削減等に効果的な取組を行っている荷主企業へ訪問し、その取組状況を確認するとともに、トラック運送業と荷主企業を交え、意見交換を行いました。また、本年度は、トラック運送業を所管する大分運輸支局と合同で行うのは今回が初めてです！

【荷主企業】  
 企業名：八鹿酒造株式会社   
 事業内容：清酒・焼酎・リキュールの製造

【トラック運送業】  
  
 企業名：九州ライトニング物流株式会社  
 事業内容：一般貨物自動車運送業

### 1 挨拶・職場巡視



意見交換の前に、八鹿酒造、九州ライトニング物流、大分運輸支局とともに職場巡視を行い、八鹿酒造の物流改善に向けた取組状況を確認しました。

右の写真は、作業者の負担軽減のために八鹿酒造が導入したパレット自動積載化装置について、佐藤局長が説明を聞いている状況です。

挨拶の際に、麻生代表取締役社長からは、「**自社の社員を大切にす**という思いと同様に**パートナーである運送会社も大切にしたいという思いで、いろんな取組を行っています。今後も共同輸送などを検討していきたい。**」とお話されていました。



意見交換や八鹿酒造取組事例については次頁を参照してください

### 2 意見交換

意見交換に先立って、八鹿酒造の方から自社における働き方改革実践事例の紹介をいただくとともに、物流倉庫による配送先の集約をご紹介いただくなど、トラック運送業の労働時間削減等に向けた効果的な取組についてお話しいただきました。  
 (八鹿酒造の主な事例については、次頁3を確認ください。)



意見交換では、大分労働局から働き方改革に向けた各種助成金制度の案内や大分運輸支局からトラック運送事業法改正にともなう荷主対策の強化（荷主の配慮義務等）の説明がなされたほか、九州ライトニング物流の中田社長からは2024年の時間外労働の上限規制適用を契機に、トラック運送事業者が淘汰されることへの懸念や荷主との取引慣行の変革が起きるのではといった意見がでるなど、盛況な意見交換となりました。



### 3 八鹿酒造の取組事例

#### ☑ 物流倉庫による配送先の集約、フェリー等の積極利用

本社の「兵庫県神戸市」と「埼玉県戸田市」に自社の契約倉庫を設け、運送会社には工場から契約倉庫への荷物を配送してもらうこととした。商品は契約倉庫で保管しておき、地方の物流センターから出荷依頼があった際の、契約倉庫から、物流センターへの配送は別会社のトラックドライバーに依頼している。

また、本州への輸送はフェリーを使用できるよう、フェリー運賃を含めた契約金額としている。

☞ 幹線輸送担当と端末輸送担当を分離することができ、トラックドライバーの拘束時間短縮につながった。

また、フェリーの乗船時間は休息期間となるため、同じく拘束時間短縮につながった。



#### ☑ パレット等の活用・荷役（付帯）作業の分離

商品が入った瓶ケース等をトラックにバラ積みすると作業効率が悪かったことから、商品の積み込みをパレットを用いてフォークリフトにより行うことにより、荷役作業の負担を軽減した。

また、パレットへの荷の積み下ろし及び、フォークリフトの運転は八鹿酒造の労働者が行うことをルール化し、トラックドライバーの荷役作業（付帯作業）を廃止した。

☞トラックドライバーの作業負担が軽減されるとともに、拘束時間の短縮につながった。



大分労働局より一言  
 荷主企業として、トラック運送業の企業の労働時間削減のための創意工夫が見受けられ、また、両者の取引慣行も含めた関係が良好であると感じました。

トラック運転者の長時間労働を改善するためには、今回のように荷主企業などの協力により、取引慣行を見直すことが必要不可欠です。大分労働局として、取引慣行の見直しを含めた働き方改革に関する取組がさらに広がっていくよう、今回の事例も含め、広く周知していきます。

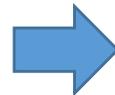
今年度は大分運輸支局と合同で実施

# 周知事項について

## 1 働き方改革PR動画「はたらきかたススメ」の公開について

### 目的

- ドライバーの働き方の実現には、取引関係者、国民の理解と協力が必要
- 上限規制の円滑な施行に向けて、広く機運醸成を図る



### PR動画

- ドライバーは荷主の都合で長時間労働になるケースがあること
- ドライバーの働き方を変えていくため、小さなことから協力をいただきたいこと



イメージキャラクターに俳優の小芝風花さんを起用し、  
⇒ **動画、ポスター、web広告**で情報発信を行っていく  
<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



## 2 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトについて

厚生労働省において、荷主・運送事業者・国民向けに、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」を開設しており、トラック運送事業者へ向けた内容として、荷主や運送事業者等に対する情報を随時掲載  
<https://driver-roudoujikan.mhlw.go.jp/>

